

「令和4年度北海道社会福祉審議会地域支援計画専門分科会資料」

# 北海道における 生活困窮者自立支援制度について

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

# 生活困窮者自立支援制度予算

H30年度予算:432億円 H31年度予算:438億円  
 R 2年度予算:487億円 R 3年度予算:555億円  
**R4年度予算案:594億円** ※重層的支援体制整備事業分を含む

## 包括的な相談支援

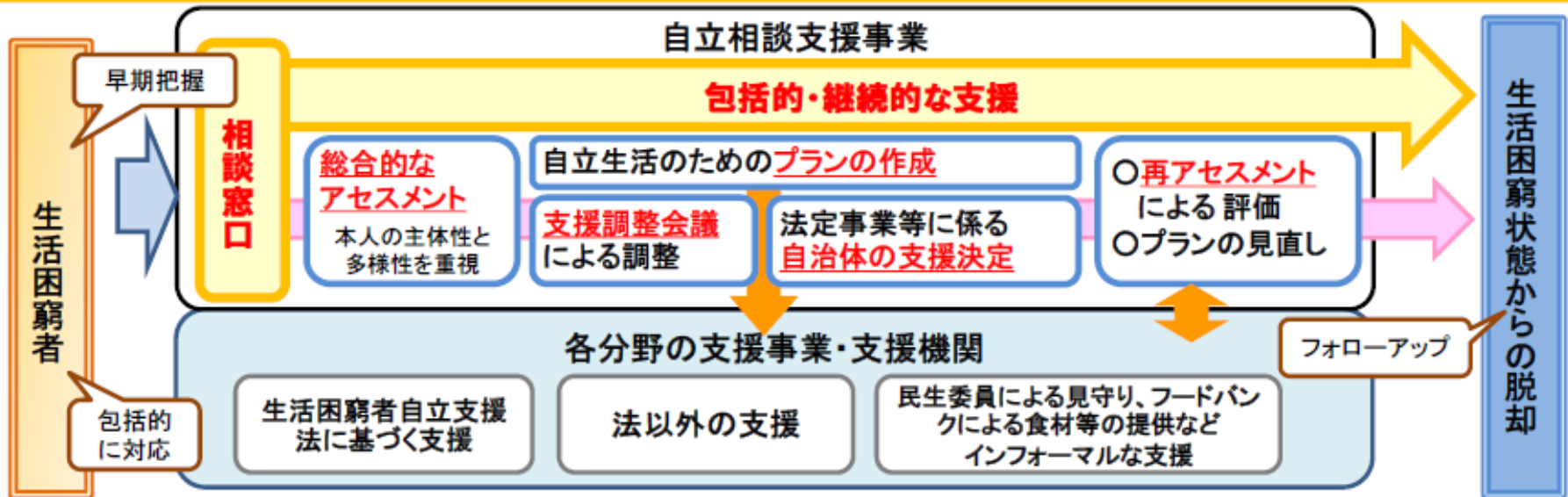
- ◆ **自立相談支援事業** R4:14局ごとに委託  
 (全国906福祉事務所設置自治体で1,371機関 (令和3年4月時点) **国費3/4**)  
 〈対個人〉  
 ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能  
 ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成  
 〈対地域〉  
 ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う
- 就労支援 (キャリアコンサルティング、履歴書指導、HWへの同行訪問、個別求人開拓、就労労体験先の開拓・活用等。対象:就労に向けた準備が一定程度整った方)
- ◆ **福祉事務所未設置町村による相談の実施** **国費3/4**  
 ・希望する町村において、一次的な相談等を実施
- ◇ **アウトリーチ等の充実** **国費10/10**  
 ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化
- ◆ **都道府県による市町村支援事業** **国費1/2**  
 ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施
- ◇ **都道府県による企業開拓** **国費10/10**  
 ・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング
- ※道では、準備支援事業者が開拓した、就労体験などで活用可能な社会資源を、道所管の自立相談支援機関と共有している。(上記の企業開拓事業は未実施)
- ※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



# 自立相談事業について

## 事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。  
※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
  - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
  - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
  - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



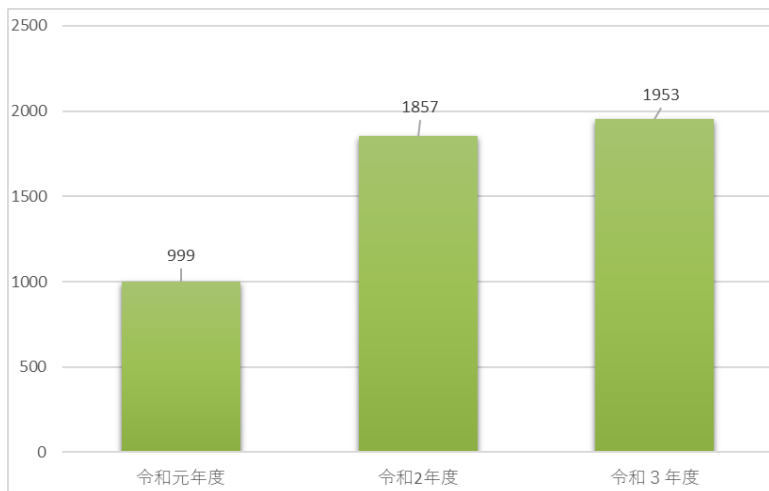
## 期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

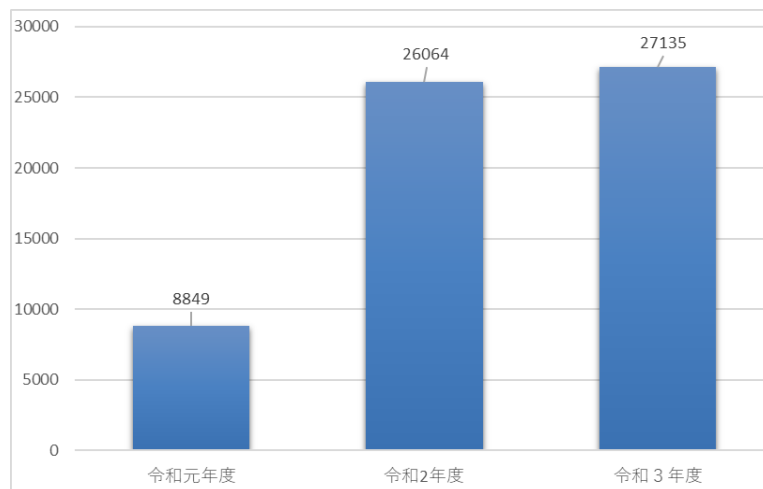
# 道内の生活困窮に関する相談状況

- 新型コロナの流行により、新規相談件数は令和2年度は令和元年度の約2倍(全道では3倍弱)に増加し、令和3年度も同程度となっている。
- 令和元年度と比較し、「収入・生活費」に関する相談が急増。令和2年度は「家賃やローンの支払い」に関する相談が大きく増加。

## 道内町村部の新規相談受付件数の推移



## 道内(市・町村)の新規相談受付件数の推移



## 道内町村部の相談内容における課題の特性

年度	相談内容(※複数回答)															
	病気や健康、障害	住まい	収入・生活費	家賃やローンの支払い	税金や公共料金等の支払い	債務について	仕事探し、就職	仕事上の不安やトラブル	地域との関係	家族との関係	子育て	介護のこと	ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べるものがない	その他
R3	226	180	1,205	188	126	90	377	67	24	132	54	38	37	16	47	174
R2	216	216	942	371	144	100	402	85	42	113	28	26	37	10	47	145
R1	172	150	343	84	76	80	259	58	31	143	35	27	42	18	36	135
合計	614	546	2,490	643	346	270	1,038	210	97	388	117	91	116	44	130	454

資料出典：生活困窮者自立支援統計システムより抽出

# 生活福祉資金特例貸付について

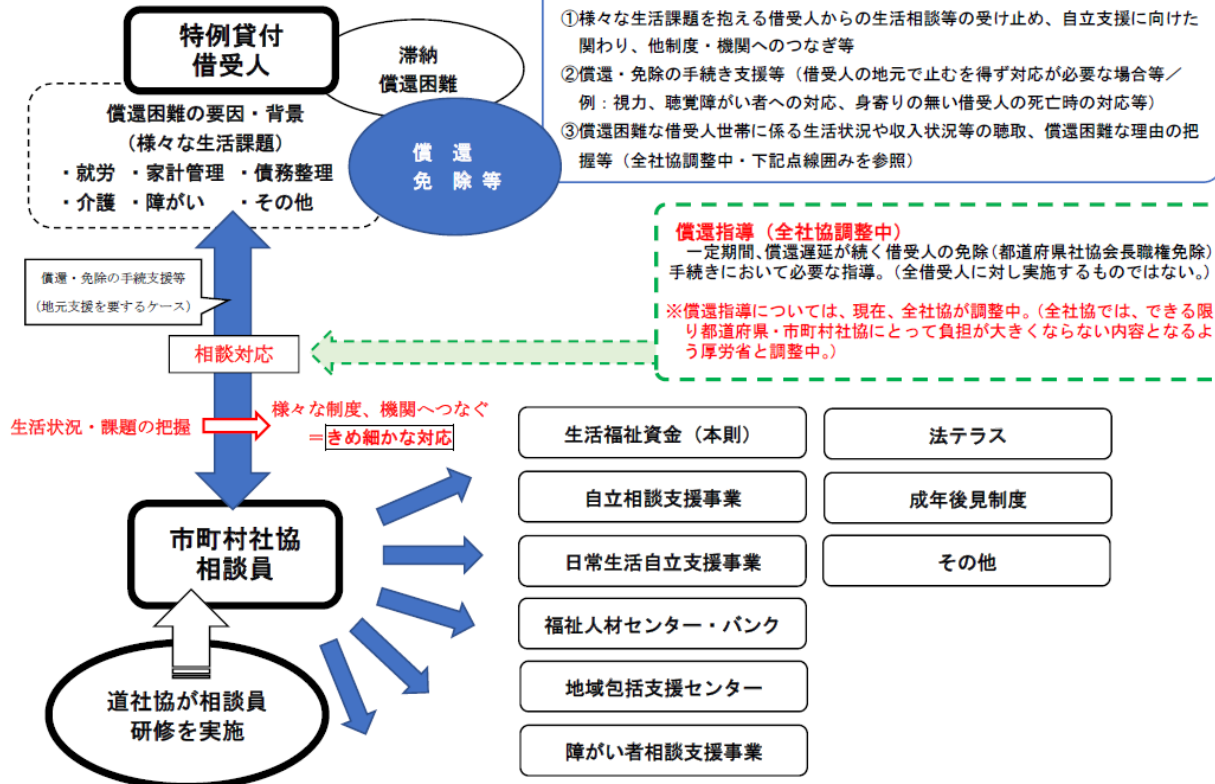
・令和2年3月末から道社協が実施してきた生活福祉資金特例貸付は、令和4年7月末時点で約13.8万件、約500億円が利用された。令和4年9月末で、申請受付を終了。

## 令和4年8月末時点の貸付実績

緊急小口資金	62,052件	115億3,063万6千円
総合支援資金	75,699件	383億3,851万6千円
合計	137,751件	498億6,915万2千円

・令和5年1月から、順次償還が開始されることを踏まえ、各市町村社協に専門の相談員を配置し、償還困難な方に対する相談対応を行っていくこととしており、自立相談支援機関や福祉事務所（生活保護）など様々な制度や機関につなぎを実施。

◎市町村社協への職員（相談員）配置イメージ

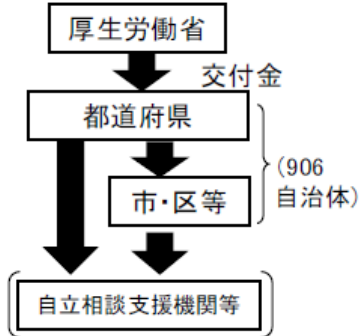


# 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備

## 事業実施主体

都道府県・市・区等  
(福祉事務所設置自治体、  
906自治体)

## 補助の流れ



## 補助率

国10/10

## 事業内容

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、これまで自立相談支援機関の相談支援体制の強化のほか、
  - ・ 緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の特例措置、生活困窮者自立支援資金等の経済面による支援を行うとともに、
  - ・ 個人事業主などの新たな相談者層の顕在化を背景とした多様な支援ニーズに対応するため、自立相談支援機関とNPO法人や社会福祉法人等の民間団体との連携による支援の取組を進めてきた。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、物価高騰の影響によって生じる生活困窮者の増加に対応するため、**官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームを整備し、地域の実情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築する。**

### ① 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置

- ・ 新型コロナや目下の物価高の影響によって、どのような支援体制を構築する必要があるのか、行政や関係機関、民間団体と連携して生活困窮者支援の実情や課題の整理を行い、その結果を踏まえて連携体制や支援の方法、就労先の開拓などを検討するためのプラットフォームを設置する。

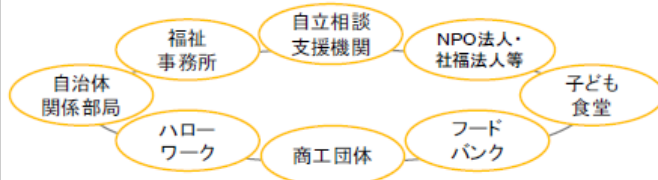
### ② 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援

- ・ 自立相談支援機関と連携して物品支援等を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体について、新型コロナ禍における物価高等の影響を受け、支援ニーズの高まりによる事業量の増加が認められる場合、当該民間団体に対して一定の活動経費を支援する。

<補助額> 1自治体あたり500万円程度(うち、1民間団体あたり補助額 上限50万円)

(取組のイメージ)

## 地域のプラットフォームの整備



### ①地域のプラットフォームの設置

- ・福祉事務所設置自治体で設置。 ※自立相談支援機関等に委託可。
- ・地域における生活困窮者支援の連携体制や、新型コロナや物価高騰に対応するための新たな連携支援を検討し、地域の実情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築。

### ②地域のNPO法人等に対する活動支援

- ・①のプラットフォームにおいて、事業量の増加が認められた民間団体に助成。
- ・既存の会議体(支援会議等)を活用し、①のプラットフォームと同様の取組を行っている場合には、当該既存の会議体を代替して、民間団体に助成することが可能。

# 物価高騰を踏まえた生活困窮世帯への給付事業について

道では、コロナ禍における物価高騰を踏まえた国の緊急経済対策を受け、市町村と協力し、特に影響が大きい住民税非課税世帯の高齢者及び障がい者世帯への給付事業を実施。

## 現状と課題

- 原油価格の高騰等により、光熱水費や食費等、様々な支出が増加。
- 高齢者及び障がい者世帯は、年金などの収入が定額で固定されている世帯が中心であるとともに、就業等による対応も困難なケースも想定され、物価高騰による影響が特に大きい。

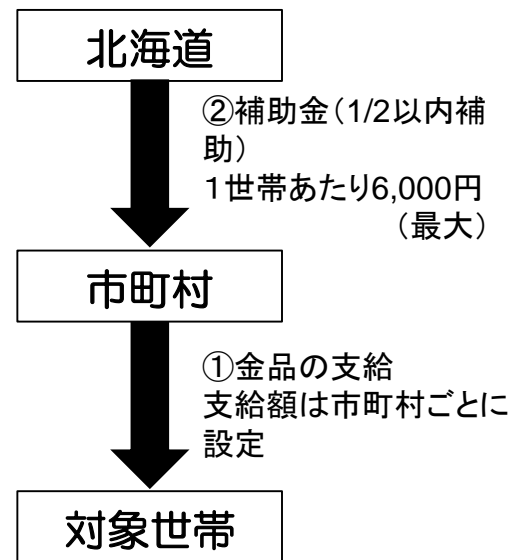
## 道の対応

低所得の高齢者及び障がい者世帯を対象とした、物価高騰の影響緩和を行う市町村の取組みに対して、国の総合緊急対策の趣旨を踏まえ、臨時交付金を活用した支援を実施

## 事業概要

対象世帯	令和4年度住民税非課税の高齢者世帯及び障がい者世帯 (該当世帯のうち生活保護を受給中の世帯含む) ※支給対象者は地域の実情を踏まえて市町村が決定
実施主体	市町村
交付基準額	1世帯あたり12,000円
補助率	1/2以内 ※市町村でも市町村負担分に臨時交付金を充当可能
補助対象経費	対象世帯への支給金品 (事務費は補助対象外)
予算額	1,885,434千円

## 事業スキーム



## 生活困窮世帯への支援に関する課題について

- 道では、道民の方々の住所や所得情報、課税情報等を所持していないため、道民に対し、直接の給付を速やかに行うことが困難。
  - 一方で、各市町村においては、住民税非課税世帯や子育て世帯等への給付事業など、多数の給付金を担当しており、新たな事業の実施を行うマンパワーが不足。  
そのため、物価高騰を踏まえた支援事業の実施についても様々なご意見があったところ。
  - また、生活困窮世帯の区切り方として、「住民税非課税」という基準が多く用いられ、住民税非課税世帯や子育て世帯のみに給付が集中して行われることに対する不公平感についても様々な意見がある。
- ⇒ 「生活困窮」の基準や支援方法について、検討が必要。